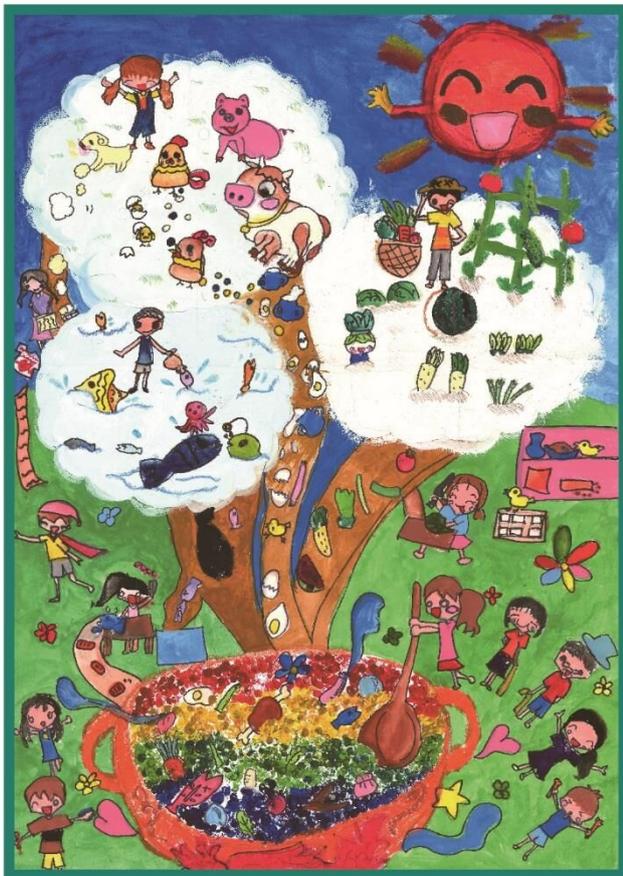


第2章

健康福祉・子育て

～誰もがいきいきと暮らせるまち～



松之木小学校
5年 鈴木 玲那さん



松之木小学校
5年 吉田 彩さん

*小学生の学年は、絵画を募集した平成26年度時点のものです。

第2章 健康福祉・子育て ～誰もがいきいきと暮らせるまち～

第1節 ともに支え合う、心豊かな健康づくり（健康・保健）



第2節 いのちを守る医療体制づくり（医療）



第3節 誰もが安心して生活できる社会づくり（医療保険・国民年金）



第4節 スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり（スポーツ・レクリエーション）



第5節 互いに支え合い誰もが安心して暮らせる社会づくり（地域福祉・生活福祉）



第6節 安心して暮らせ活躍できる長寿社会づくり（高齢者福祉・介護）



第7節 障がい者の安心を支える社会づくり（障がい者（児）福祉）



第8節 全ての子どもたちの幸せづくり（児童福祉・ひとり親家庭福祉）



第1節

ともに支え合う、心豊かな健康づくり (健康・保健)

1 現状と課題

少子高齢化の更なる進展、社会環境の複雑化・多様化、地域のつながりの希薄化等、健康を取り巻く環境が大きく変化する中、生活習慣病^{*}や心の病気は増加傾向にあり、健康づくりの取組は重要度を増しています。

本市ではこれまで、子どもから高齢者まで一貫した健康づくりを行う母子保健事業や健康増進事業、予防接種事業等を実施してきました。特に「八潮いきい体操^{*}」の普及が進み、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動が行われています。

一方、現在は生活スタイルが多様化し、生活リズムや食生活に乱れが生じるなど、生活習慣病の危険性は大人だけでなく子どもにまで及んでいます。また、本市は、がん検診等の受診率が埼玉県内でも低く、市民の健康意識の高揚を図る必要があります。

今後も、誰もが心身ともに健やかに、地域の中で安心して生活できるよう、地域の実情に合った健康づくり活動を町会・自治会、関係団体等と協働^{*}で展開し、市民の健康づくりを地域とともに支え合う環境を整備する必要があります。また、健康づくりの拠点となる保健センターの機能を充実する必要があります。

2 基本目標

市民は、自分自身の健康について関心をもち、自らの健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域の中でともに支え合いながら、心豊かに健康でいきいきと暮らしています。また、それぞれの年代に応じた健康に関する情報等をいつでも手軽に入手しながら、身近なところで健康づくりを実践しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆各種の健康づくり事業を地域住民や町会・自治会、ボランティア等とともに取り組みます。特に次代を担う子どもたちに対しては、保護者、地域の医師、地域住民等と協働し、健やかな成長を支援します。
- ◆誰もが健康に対する不安を抱くことなく、安心して生活を送れるよう相談体制や支援体制を充実します。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
健康づくり懇話会の設置数	14か所	19か所	22か所
ヘルシーチェック受診者数 （20歳～39歳の市民を対象に市で行っている健康診査）	241人	350人	400人
大腸がん検診受診率 （40歳以上の市民を対象に市で行っている検診）	35.6%	40%	50%

5 施策の内容

（1）心豊かな健康づくりの推進

市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康意識の啓発や地域の実情に合った情報等を提供するとともに、地域住民や町会・自治会、ボランティア等と協働し、健康づくり事業を展開します。

（2）保健サービスの充実

子どもから高齢者までそれぞれのライフステージ※に応じた健康づくりを支援するため、妊娠、出産、育児まで切れ目のない母子保健事業を展開するとともに、健康増進事業や予防接種事業を充実します。また、医療や福祉の関係機関と連携し、市民の健康づくりを支援する体制を強化します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
健康づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種の健康づくり事業を実施するとともに、健康に関する情報を積極的に市民に提供します。 地域住民と協働で健康づくり懇話会を開催するとともに、地域の実情に合った健康に関する講座の実施等を通じ、地域ぐるみによる健康づくりを進めます。 	健康増進課
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康の保持増進、疾病の早期発見のため、健康診査やがん検診等を実施します。 若年者の生活習慣病予防のため、20歳～39歳の市民を対象とした健康診査（ヘルシーチェック）を実施します。 	健康増進課



[パパママ学級]

第2節

いのちを守る医療体制づくり

(医療)

1 現状と課題

近年の医療水準等の向上により、多くの疾病が克服されましたが、高齢化や疾病構造の変化に伴い、医療に対するニーズは多様化しています。こうした中で、様々な医療ニーズに対応し、適切な地域医療を提供するため、医療体制の整備、充実が強く求められています。

平成26年度末現在、市内には病院4か所、一般診療所[※]34か所、歯科診療所38か所、また、初期救急の医療機関として休日診療所が1か所あります。市内から通院可能な市外の診療所も含めた場合、本市では各種診療科目を受診できる体制がおおむね整っているといえますが、適切な医療を効率的に提供するために、引き続き専門的な医療機関の誘致活動を続ける必要があります。

また、地域における医療施設相互の連携支援や救急医療体制等も含めた体系的な地域医療体制の整備を促進する必要があります。さらに、日頃の健康管理や病気の早期発見、早期治療のため、健康について相談できるかかりつけ医[※]（歯科医も含む）の普及と定着を促進する必要があります。

2 基本目標

市民は、かかりつけ医を持ち、日頃から健康について医療機関に相談し、自分自身の健康管理に努めています。また、救急医療体制が整備され、市民は救急時に適切に医療機関を受診でき、安心して暮らしています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民が日頃から健康管理を行えるよう、地元医師会・歯科医師会と協力しながら、かかりつけ医の普及を促進します。
- ◆市民が必要な時に適切な医療を受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の更なる充実に努めます。



[休日診療所の診察]

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
かかりつけ医（歯科医を含む）を持つ市民の割合	—	50%	60%

5 施策の内容

（1）地域医療提供体制の充実

市民が自ら健康管理を行うため、地域の医療機関との協力体制の充実を図りながら、かかりつけ医（歯科医も含む）の定着を推進します。また、専門的な医療機関（産科等）の誘致活動を推進します。

（2）地域救急医療体制の整備

初期救急医療^{*}体制を確立するため、休日診療所の円滑な運営に努めます。また、埼玉県東部南地区の第二次救急医療^{*}に協力する医療機関に対し、運営や設備整備のための支援を行うとともに、相談窓口を周知するなど、救急医療体制の充実に努めます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
地域医療促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種の健康づくり事業を通じて、かかりつけ医（歯科医を含む）の必要性について啓発します。 医師会等の協力を得ながら、専門的な医療機関（産科等）の誘致活動を推進します。 	健康増進課
休日診療所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療を担う休日診療所を円滑に運営します。 	健康増進課
救急医療対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県東部南地区の第二次救急医療に協力する医療機関の運営等を支援します。 	健康増進課



〔休日診療所の受付窓口〕

第3節

誰もが安心して生活できる社会づくり (医療保険・国民年金)

1 現状と課題

国民健康保険制度については、医療の高度化や高齢化等に伴い医療費が年々増加する中、将来にわたり国民皆保険^{*}を維持するため、これまで以上に医療費の適正化に向けた取組や財源の確保等、制度の適切な運用が求められています。

このため、現在市町村単位での運営から都道府県単位での運営への移行に向け、財政運営や保険税の賦課・徴収、保健事業等、都道府県と市町村の役割分担の在り方等について国と地方との間で協議が進められています。

都道府県単位での運営への移行によって、保険税や給付事業等の見直しはもとより、窓口業務やシステムの整備等に大きな影響を受ける可能性があり、協議の動向を十分注視するとともに、適宜必要な措置を講じる必要があります。

また、後期高齢者医療制度^{*}については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、制度の適切な運用に努める必要があります。

さらに、国民年金制度については、年金が市民の老後等における所得保障としての大きな役割を果たすことができるよう、今後も国や日本年金機構との連携を図りながら、市民の制度に対する理解を促進する必要があります。

2 基本目標

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度が安定的に運用され、市民は必要な医療保険サービスを受けることができます。また、国民年金制度に対する理解が進み、市民が制度に基づき年金を受給することができます。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆国民健康保険制度や後期高齢者医療制度については、関係機関や関係団体との協働^{*}による周知等により、市民の更なる健康保持・増進に向けた取組を進めます。また、国民年金制度については、世代を超えた支え合いの仕組みであることを市民に理解してもらえるよう情報提供に努めます。
- ◆国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度については、市民が安心して医療保険サービスが受けられるよう、制度の円滑な運用に努めます。また、国民年金制度については、制度に対する安心感をもてるよう情報提供に努めます。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
特定健康診査 [※] 受診率 （国の現行基準における市町村国民健康保険の目標値60%）	37.2%	60%	60%
特定保健指導 [※] 実施率 （国の現行基準における市町村国民健康保険の目標値60%）	8.6%	60%	60%

5 施策の内容

（1）国民健康保険制度の適切な運用

都道府県単位での運営への移行を踏まえつつ、県と市町村との適切な役割分担に基づき、特定健康診査や特定保健指導等による医療費適正化に向けた取組や保険給付の実施、必要な財源の確保等、国民健康保険制度の適切な運用に努めます。

（2）後期高齢者医療制度の適切な運用

埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、健康診査等による保健事業の実施や保険料の徴収等、後期高齢者医療制度の適切な運用に努めます。

（3）国民年金制度の理解促進

国や日本年金機構との連携を図りながら、広報紙やホームページの活用、年金相談等を通じて、国民年金制度の理解促進に努めます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
国民健康保険保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 電話勧奨や広報紙による周知等により、特定健康診査・特定保健指導の受診率（実施率）向上を図るなど、被保険者の健康意識の向上や生活習慣病[※]の予防・重症化防止に向けた取組を行います。 医療費分析等に基づく、医療費適正化に向けた計画的かつ効果的な取組等を行います。 	国保年金課



[特定健診等の啓発活動]

第4節

スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり (スポーツ・レクリエーション)

1 現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達、健康や体力の保持・増進、生活習慣病[※]の予防等、私たちが健康でいきいきとした潤いのある生活を実現するために、日々の生活の一部として、欠かすことのできないものです。

近年は、社会環境の変化によるストレス増大、団塊の世代[※]を中心とした余暇時間の増加、更には健康志向の高まり等から、スポーツ・レクリエーションに関する市民の期待やニーズが高まっています。また、団体競技を中心とした活動でなく、個人で気軽に身体を動かしたいという傾向が世代を問わず見受けられ、組織での活動から、気の合う仲間と気軽に楽しみたいという志向への変化が見られます。

本市では、平成 21 年 2 月 8 日に「健康・スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通して豊かな心と健康な体をつくり、世代間の交流を図るため、スポーツ行事を実施するとともに、スポーツ関係団体に対する支援等を行ってきました。また、市民のだれもが、生涯を通じて、身近な場所でスポーツに親しみ、楽しむことのできるまちづくりの実現に向けて、平成 31 年 3 月に「八潮市スポーツ推進計画」を策定しました。

今後も、スポーツ教室等の開催やスポーツ環境の充実等を通して、市民が親しめるスポーツ・レクリエーション活動や優れた競技者に触れる機会を提供するとともに、スポーツの指導者やボランティア等の育成に努めるなど、誰もが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ・レクリエーションの環境を整備する必要があります。

2 基本目標

市民の誰もが、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、体を動かすことの楽しさを実感し、体力の維持向上、ストレスからの開放等、心身ともに健康で楽しく毎日を過ごしています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民が健康で楽しく過ごせるよう、気軽に継続してスポーツ・レクリエーションに取り組む環境づくりに努めます。
- ◆誰もが気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設となるよう、市民のニーズに合わせた施設の充実に努めます。

4 成果指標

指標名	現状値 (H26 年度)	中間目標 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
スポーツ教室の開催数と参加者数	5 教室 98 人	7 教室 140 人	10 教室 200 人
スポーツ・レクリエーション指導者数	10 人	15 人	—

5 施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、年齢、体力、運動能力等に応じたスポーツ教室等を充実します。また、市民の健康増進や世代間の交流を図るため、誰もが生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行える環境づくりに努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実

地域でのスポーツ・レクリエーション活動やスポーツ行事等を支える指導者やボランティア等の人材育成を進めます。また、市民と行政等を結びつけるコーディネーター*となるスポーツ推進委員と連携して、活動を充実します。

(3) スポーツ・レクリエーション団体の育成

市民が継続的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむためのパートナーとなるスポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

(4) スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民が安全で安心してスポーツ施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動を行うため、市民のニーズに合わせたスポーツ施設の適切な維持管理と計画的な施設の充実に努めます。また、市民が身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう学校体育施設等の有効活用に努めます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽にスポーツに親しめるスポーツ教室を実施します。 誰もが生涯にわたり気軽にスポーツを楽しむ機会や場を提供します。 	スポーツ振興課
スポーツ大会事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズ等に対応したスポーツ・レクリエーションに関するイベントや各種大会等を市民、スポーツ・レクリエーション団体等と協働*で実施します。 	スポーツ振興課
スポーツ指導者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 年代やレベル、目的に応じた指導や助言を行える指導者の育成に努めます。 	スポーツ振興課
体育施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設の状態や市民ニーズ等に合わせ、安心して、気軽に利用できるような施設の改修・整備をします。 	スポーツ振興課

第5節

互いに支え合い誰もが安心して暮らせる社会づくり (地域福祉・生活福祉)

1 現状と課題

急速な少子高齢化や核家族化[※]、都市化の進展等により、家族のふれあいや地域でともに暮らす人と人とのつながりが希薄化する中、生活不安や社会的な孤立を要因とする問題等、地域福祉の課題は多様化・複雑化しています。

本市では「八潮市地域福祉計画」に基づき、地域福祉に関する各種事業を展開しており、ボランティア等地域福祉を支える担い手は育成されつつあります。一方、誰もが必要な支援を受けられるようにするためには、担い手となる団体同士のネットワークの構築に引き続き取り組む必要があります。

また、生活保護受給世帯数は引き続き増加傾向にあり、特に稼働年齢層と考えられる世帯が増加しています。さらに、非正規雇用労働者や年収の低い世帯等、生活困窮に至るリスクの高い世帯も増加しています。

このため、最後のセーフティーネット[※]である生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活に困窮する人を包括的に支援する体制を充実・強化する必要があります。

2 基本目標

地域の一人ひとりが、人と地域の絆を大切にし、互いに支え合うことにより、誰もが安心して笑顔でいきいきと生活を送っています。また、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができない市民やそのおそれのある市民が、包括的な相談や支援を受けながら、自立し安定した生活を送っています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆誰もが自立し安心していきいきとした生活を送れるよう、関係機関や地域の支援者となる町会・自治会、民生委員[※]・児童委員[※]、ボランティア団体等と協働[※]し、地域で支え合う体制を充実します。
- ◆誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域住民や八潮市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人[※]等の育成に努め、支援体制を充実します。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
ボランティア活動団体登録数	89 団体	108 団体	118 団体
就労支援プログラムに基づく就労率	46.6%	47.6%	48.6%

5 施策の内容

（１）相互扶助意識の高揚

地域福祉を担う人材の育成や地域福祉活動の充実を図り、地域福祉の基盤となるコミュニティ※活動への地域住民の参加を促進し、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもとで相互に補完し合う福祉意識の高揚に努めます。

（２）地域福祉環境の整備

地域の特性に応じた福祉サービスが提供できるよう、体制の確立を推進します。また、適切な保健、医療、福祉サービス及びボランティア団体等の活動を総合的かつ効率的に提供できるよう、ネットワークの構築や提供体制の整備に努めます。

（３）地域福祉活動の充実

地域福祉活動の中核となる八潮市社会福祉協議会をはじめとする地域福祉団体の基盤強化や育成及び連携により、地域福祉活動を充実します。また、地域社会と密接な関係にある民生委員・児童委員の活動を強化するため、適切な助言及び支援を行います。さらに、ボランティアの育成指導及び組織強化に努め、地域福祉に関わる各種ボランティア活動を充実します。

（４）生活の安定のための支援

生活に困窮する人の経済的自立と生活意欲の増進を図るため、一人ひとりの状況に応じて生活保護制度や各種支援制度を活用するとともに、相談、助言、指導を行う体制を整備します。また、適正な保護活動を推進します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
支援体制整備事業	・保健、医療、福祉及びボランティア団体等と連携し、包括的に支援する体制の整備を進めます。	社会福祉課
社会福祉協議会補助事業	・八潮市社会福祉協議会の活動を支援します。	社会福祉課
民生委員・児童委員協議会補助事業	・民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、研修会の実施や活動に要する費用等の支援により、八潮市民生委員・児童委員協議会の活性化を促進します。	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業	・相談支援員を配置し、生活に困窮する人一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援を実施します。	社会福祉課
生活保護事業	・嘱託医、就労促進指導員及び不正受給防止対策専門員を配置し、適正な保護事業を実施します。	社会福祉課

第6節

安心して暮らせ活躍できる長寿社会づくり (高齢者福祉・介護)

1 現状と課題

本市の人口に占める65歳以上の割合は21.8%（平成26年10月1日）で、全国の26.0%（平成26年10月1日）を下回っているものの、超高齢社会と呼ばれる段階に突入しています。また、75歳以上の割合も年々増加しており、今後は支援を必要とする高齢者が増加するとともに、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。

そのような中、高齢者が要介護状態になっても安心して住み慣れた地域の中で暮らしていけるよう、医療と介護が連携を深め、介護保険サービス及び生活支援サービスを組み合わせながら、高齢者を地域で見守る「地域包括ケアシステム[※]」の体制構築が必要とされています。その核となるのが現在市内に4か所ある「地域包括支援センター」であり、その役割はますます重要となります。

今後も、健康で充実した高齢期を送ることができるよう、健全かつ安定的な介護保険事業の運営を目指すとともに、高齢者がその能力や豊かな経験を活かし、地域の中で活躍できる環境づくりを促進する必要があります。

2 基本目標

高齢者が安心して暮らせ、健康で生きがいをもって、住み慣れた地域で自立した生活を送っています。また、介護が必要な高齢者を市民ぐるみで支え合えるまちとなっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆元気な高齢者が、これまで培った知識や技能を活かし、要援護高齢者を生活のあらゆる面でサポートする地域の支え合いの仕組みづくりをNPO法人[※]、民間企業、ボランティア等と協働[※]で進めます。
- ◆要介護状態や認知症になっても、誰もが住み慣れた地域の中で見守られ、安心して生活できる「地域包括ケアシステム」を充実します。

4 成果指標

指標名	現状値 (H26 年度)	中間目標 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
一次 (一般介護) 予防事業参加者率	40.4%	41.0%	—
要介護等認定者出現率 (後期高齢者)	24.5%	24.5%	—
要介護等認定率	—	—	18.3%
老人クラブ [※] 会員数	1,929 人	2,040 人	—
老人福祉センターの満足度 (5 点満点)	—	—	4 点

5 施策の内容

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

高齢者が個々のニーズに即した活動を選択できるよう、情報提供に努めるとともに、八潮市社会福祉協議会やシルバー人材センター、老人クラブ連合会等の団体との連携を推進します。

(2) 高齢者が安心して暮らすことができる環境の整備

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、在宅支援サービスや住まいの支援を充実します。また、認知症高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるように、権利擁護の取組を推進するとともに、地域の社会資源を活用し、地域で高齢者を見守り支え合う仕組みづくりを推進します。

(3) 地域支援事業の推進

介護予防や日常生活支援のサービスを充実するとともに、健康づくりを目指す取組への支援を行います。また、個々の高齢者に対する課題の把握やその解決に向けた支援を行う地域ケア体制[※]を充実します。

NPO 法人や民間企業、ボランティア等が参画し、多様なサービスを充実することで、地域での支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を推進します。

包括的支援事業に医療と介護の連携、生活支援サービスの充実、認知症対策に関する事業を加え、高齢者やその介護者を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(4) 介護保険サービスの充実

介護保険制度に基づく、「居宅サービス[※]」「地域密着型サービス[※]」及び「施設サービス[※]」の各サービスの充実を図るため、介護基盤整備を促進します。また、サービスの質の維持、向上、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
老人福祉センター運営事業	・高齢者の生きがいづくりや、憩いの場あるいは交流の場として、施設の利用を促進するとともに、利用者の健康増進や教養の向上及びレクリエーション活動等の事業を充実します。	長寿介護課
高齢者在宅福祉サービス事業	・緊急時通報システム、配食・安否確認サービスを通じて高齢者の見守り及び安否確認を行います。また、在宅生活を支援するための各種在宅福祉サービスの給付事業を実施します。	長寿介護課
地域支援事業	・高齢者が要介護状態になることを予防する取組を行い、元気な高齢者を増やし、元気高齢者の活躍の場を拡大します。また、地域における相談支援体制、多様な主体の参画による生活支援体制、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築等を推進します。	長寿介護課
介護保険運営事業	・「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、安定した介護保険事業の運営を行います。また、利用者や介護者のニーズに即応した介護基盤整備を促進します。	長寿介護課



[おいしく食べよう栄養教室]



[若返るぞ！シニア体操教室]

第7節

障がい者の安心を支える社会づくり

(障がい者(児)福祉)

1 現状と課題

我が国では、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに尊重し合い、支え合う共生社会をつくるため、障がいのある人の差別解消や権利保護に関する機運が高まっています。また、障がい児に対しては、障がいの特性等に応じた支援の強化が行われています。

本市における平成27年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は、2,310人、療育手帳所持者は462人、精神障害者保健福祉手帳所持者は428人となっており、年々増加傾向にあります。

このような中、本市では、障がいのある人が安心した生活を送れるよう、居宅介護や就労支援、障がい児への放課後等デイサービスや児童発達支援等を実施してきました。

一方、障がいのある人の増加に伴い、通所する施設、親や家族が亡くなった後に障がいのある人が入居する住居等、障がいのある人の相談に対応する相談支援事業所の不足が見られます。

今後も障がいのある人が地域で安全・安心に暮らせるよう、障がいのある人が通所、入所できる施設や身近に相談できる相談支援事業所の整備を促進する必要があります。

2 基本目標

障がいのある人が、自分に適したサービスを自ら選び、地域の中で自立して生活しています。また、障がいのある人が、障がいのない人とともに社会の様々な分野に積極的に参加し、かけがえのない個人として尊重される地域の中で生活しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支え合う地域を実現するため、障がい者の当事者団体、家族会のほか、それを支援するボランティア団体、NPO法人[※]等と協働[※]し、障がい者福祉の向上に努めます。
- ◆障がいのある人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりに重点を置き、社会的障壁[※]の軽減に努めます。

4 成果指標

指標名	現状値 (H26年度)	中間目標 (R2年度)	目標値 (R7年度)
特定相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所数	2か所	6か所	10か所
障がい者(児)に対する障がい福祉サービス及び障がい児通所給付の利用割合	8.5%	9.8%	10.3%
就労支援センター登録者の就労率	33.7%	41%	46%

5 施策の内容

(1) 在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が、必要なサービスを的確に利用できるようにサービス提供体制の整備を推進し、障がい福祉サービスや在宅福祉サービスを充実するとともに、関係機関と連携して障がい者（児）とその家族に対する相談体制を整備します。

(2) 障がい者（児）施設・住環境の整備

事業所やNPO法人等と協働し、障がいのある人が日中に活動する場の確保と充実に努めます。また、障がい者（児）が生活しやすい住環境づくりを促進するため、住宅の確保や改修を支援します。

(3) 障がい児等の早期療育の充実

乳幼児の健康診査等により、障がいの早期発見に努めるとともに、早期の療育を受けられるよう、児童発達支援等や障がいの状態に応じた適切な相談、指導及び訓練を充実します。また、心身障害児訓練施設等での療育体制を強化します。

(4) 社会参加の促進

障がいのある人が、いきいきと充実した生活を実現し、障がいのない人とも交流が深められるよう、文化やスポーツ活動等を推進します。また、障がい者雇用の促進や職域の開拓等により、障がいのある人の就労を支援します。

(5) 安全、安心のまちづくりの推進

障がいのある人が安心して行動できる移動手段の確保、建築物や道路、交通機関のバリアフリー[※]化を進めるなど住みよいまちづくりを推進します。また、障がいのある人が安心して生活できるよう権利保護に努めます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
障がい者総合支援事業	・ 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや補装具の給付を行うとともに、地域生活支援事業における移動支援事業、日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センター事業	・ 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や地域での交流活動、相談支援事業等を行います。	障がい福祉課
障がい児発達支援事業	・ 児童福祉法に基づく、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施し、障がい児の早期療育を推進します。	障がい福祉課
障がい者就労支援事業	・ 障がいのある人の就職支援や就労の定着支援を行うとともに、関係機関と連携を深め、雇用の場の創出を進めます。	障がい福祉課

第8節

全ての子どもの幸せづくり

(児童福祉・ひとり親家庭福祉)

1 現状と課題

つくばエクスプレスの開通以来の子育て世帯や市外通勤者の増加、また、核家族化[※]や女性の社会参画、就労形態の多様化等により、子育て支援の充実が急務となっています。さらに、少子化が大きな社会問題となる中、平成 27 年 4 月 1 日に子ども・子育て支援法が本格施行されたことから、子育てを社会的に支援し、安心して子どもを産み育てられる環境を整える必要があります。

このため、本市では市内に 15 か所の保育所を設置するとともに、延長保育の実施、障がい児保育の充実、2 歳までの低年齢児保育への対応等、様々な保育需要への対応に努めています。また、小学校の放課後における保育需要に対応するため、10 か所の学童保育所[※]を開設しています。しかし、保育所や学童保育所については、今後も保育需要の増大が見込まれることから、子育てと仕事を両立できる環境の整備を行うための更なる対応が求められています。

また、児童虐待が重大な社会問題となっていることから、関係機関等が情報を共有し対応していますが、児童の安否や居所の確認等、更なる対応が求められています。さらに、ひとり親家庭の自立のため、経済的な支援をはじめ、就業の支援等、総合的な支援が必要です。

2 基本目標

子育てを社会的に支援する体制づくりが進み、充実した保育サービスが受けられることで、安心して子育てができる環境になっています。

児童手当やこども医療費の支給により、子育て世帯の生活が安定するとともに、子どもの保健の向上と福祉の増進が図られています。

児童虐待防止対策により、保護者の育児不安が軽減され、子どもが安心して生活しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆保育施設を利用する児童の保護者や事業者、NPO 法人[※]と協働[※]で、保育施設の整備や保育内容を充実します。児童虐待を防止するため、市民、関係機関、行政相互の連携を図り、協働して対応を進めます。
- ◆安心して子育てができる保育施設となるよう、保育内容を充実します。児童相談体制の充実により保護者の育児不安を軽減し、児童虐待の防止に努めます。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
保育所等施設の確保提供量 （「八潮市子ども・子育て支援事業計画」 における保育の量の見込みに基づく）	995人	1,183人	2,052人
地域子育て支援拠点の整備数 （「八潮市子ども・子育て支援事業計画」 における地域子育て支援拠点の量の見込みに基づく）	6か所	7か所	7か所

5 施策の内容

（1）子育て支援の推進 総合戦略

「子ども・子育て支援新制度」に対応した、地域子ども・子育て支援事業を充実します。こども医療費や児童手当、出産費の支給により、家庭生活の安定と子どもの健全育成を促進します。

（2）保育施設の整備 総合戦略

「子ども・子育て支援新制度」による保育要件の緩和を踏まえ、保育需要の増加や多様化に対応するため、認可保育所や認定こども園[※]の整備を行います。

また、学童保育需要の増加に対応するため、学童保育所の整備について検討します。

（3）保育内容の充実 総合戦略

障がい児保育、延長保育、一時保育[※]、学童保育所等、多種多様な保育内容を充実し、子どもの健全育成とともに保護者の子育てにおける負担の軽減に努めます。

（4）要保護児童対策の推進

虐待の未然防止や再発防止に努め、相談及び支援の体制を強化し、市民、関係機関、行政相互の連携と協力体制の整備を推進します。また、保護者の育児不安を軽減し、家庭における子育てを支援するため、家庭児童相談を充実します。

（5）ひとり親家庭等の支援の推進

ひとり親家庭等が経済的に自立し、安定した生活を送り、安心して子育てができるよう、総合的な支援を充実します。



【チューリップリズム（だいばら児童館）】

6 主要事業

事業名	内容	担当課
赤ちゃんの駅整備事業	・公共施設等におむつ交換台、授乳室及びベビーカー等を設置することにより「赤ちゃんの駅」の整備を推進し、乳幼児を持つ家庭が、安全・安心に外出できる環境を整備します。	子育て支援課
ホームスタート事業	・在宅子育てをされていて、地域へ踏み出すきっかけがつかめず、孤立していく家庭を支援する環境を整備します。	子育て支援課
利用者支援事業	・地域子育て支援拠点（子育てひろば）において、子育てコーディネーター※を配置し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報の集約、提供や利用者の相談等を行える環境を整備します。	子育て支援課
保育所整備事業	・「子ども・子育て支援新制度」による保育要件の緩和を踏まえ、保育需要の増加や多様化に対応するため、保育所の充実に努めます。	子育て支援課
認定こども園※事業	・「子ども・子育て支援新制度」に対応した質の高い教育・保育や幼稚園・保育所と小学校との円滑な連携の取組を推進するため、幼保連携型認定こども園を普及・促進します。	保育課
放課後児童健全育成施設整備事業	・八潮駅周辺における学童保育需要の増加に対応するため、駅周辺における学童保育所※の整備について検討します。	子育て支援課
ひとり親家庭等支援事業	・ひとり親家庭等医療費及び児童扶養手当の支給による経済的支援や自立支援給付金の支給による就業支援をはじめ、自立に向けた総合的な支援を充実します。	子育て支援課



〔紙芝居（やわた子育てひろば）〕

